

# 茨城大学図書館工学部分館長選考規則

昭和32年 4月 1日  
制 定

**第1条** 茨城大学図書館工学部分館長（以下「分館長」という。）の選考は、この規則の定めるところによる。

**第2条** 分館長は、工学部の専任教授又は助教授のうちから学部長が選考のうえ学長に推せんする。

**第3条** 前条の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合すみやかに行うものとする。

- (1) 分館長の任期が満了するとき
- (2) 分館長が辞任を申し出たとき
- (3) その他分館長が欠員となったとき

**第4条** 学部長は、分館長の選考に際し、あらかじめ教授会に諮るものとする。

**第5条** 分館長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 附 則

この規則は、昭和32年 4月 1日から施行する。

## 附 則

この規則は、国立大学法人茨城大学設立に伴う茨城大学学内規則等の整備に関する規則（平成16年規則第19号）の施行の日（平成16年 6月24日）から施行し、平成16年 4月 1日から適用する。